

21世紀を地方自治の時代に

住民と自治

発行 自治体研究社

〒162-8512 東京都新宿区矢来町123 矢来ビル4F
TEL03-3235-5941 (代)・FAX03-3235-5933

発行人 福島 譲 編集人 谷口郁子

通巻634 2016. 2 付録

東海版 NO.372号 2016. 1. 10

東海自治体問題研究所

〒462-0845 名古屋市中区柳原3-7-8

TEL・FAX 052-916-2540

<http://www.tokaijitiken.web.fc2.com/index.html>

E-mail:tjmken@f6.dion.ne.jp

理事長 市橋 克哉 (名古屋大学教授)

編集責任 長谷川洋二 (事務局長)



「東洋一の佐久間灯籠」

日本三大灯籠で最大級、東洋一ともいわれています。熱田神宮内、南門参道と東門参道の交差するところにある。寛永七年西暦1630年御器所（昭和区）の城主の四男、大膳亮勝之は船旅で嵐に見舞われた折、熱田神宮の守護を祈ったところ、遭難を免れた。これに感謝してこの大灯籠を寄進した。高さ8.2メートル、形も六角形です。熱田神宮は、正月のお参りで賑わいました。

撮影 太田武宏 (写真クラブ「アクト」)

2月号の内容

新年のごあいさつ (榊原秀訓)	2P
大都市再生プラン研究会成果報告	
開港10年を経た中部臨空都市事業と愛知県企業庁会計 (梅原浩次郎)	3P
新小牧市立図書館建設住民投票運動について (下) (福本英雄)	9P
研究会報告	12P
東海ローカルネットワーク	13P
書籍コーナー	15P
行事案内	16P

明けましておめでとうございます

本年もよろしくお祈りします

新年のごあいさつ

東海地方の地方自治に関する幾つかの問題

理事長代理 榊原秀訓（南山大学教授）

2015年に私が注目した、東海地方の地方自治に関する幾つかの問題に触れる。

第1に、愛知県内の住民投票である。5月31日に、新城市において、新市庁舎建設計画の維持か見直しに関する住民投票が、10月4日に、小牧市において、新図書館計画の是非に関する住民投票が実施された。市庁舎や図書館建設といった対象は、各市における比較的身近な問題であり、その意味では住民投票が身近になったとも言える。投票結果を受け、各市が今後どのように対応するかも注目したい。

第2に、後者の図書館建設は、指定管理者制度を利用して、「ツタヤ図書館」の提案に対して、住民が「ノー」という結果を出したという点でも注目される。小牧市における住民投票前には（住民投票後にも）、佐賀県武雄市や神奈川県海老名市における「ツタヤ図書館」の問題点が明らかにされた。年末年始に両図書館を訪問してみると、図書館と書店やコーヒーショップとの境がなく、見栄えを意識した本の並べ方や、本ではない紙箱の積み上げが確認できた。もっとも、「ツタヤ」独自の分類は、武雄市の「ツタヤ図書館」では、ごく一部を除いて放棄されていた。他の幾つかの自治体でも計画されている「ツタヤ図書館」を含め、図書館行政の民間化の今後にも関心を向けていきたい。

第3に、12月の理事会において話題提供されていたのが、安保関連法に関する三重県内の地方議会の動向である。全国的に、既に法案段階において反対や慎重審議を求める地方議会が多数あったが、法案成立後にも廃止を求める動向がある。県議会レベルでは、岩手

県議会に続き、12月21日に三重県議会が賛成多数で意見書を可決した。もっとも、他方で、自民党本部の要請もあって、憲法改正の早期実現を求める意見書も幾つもの県議会でも可決されており、憲法を守ろうとする運動を抑圧する自治体の事例も増加しており、今後の地方議会への働きかけや憲法を守る運動、それらに対する地方議会や自治体の対応も注視しなければならない。

最後に、12月の法学の研究会で取り上げられた、岐阜県内における地方自治にかかわる問題である。いままでも、同じ研究会において、中津川議会での議員質問の代読拒否や、関ヶ原町立小学校の統廃合をめぐる住民グループが町に提出した反対署名簿を使った町職員の戸別訪問による賛否の意思確認という、憲法問題をはらむ問題が扱われてきた。今回は、大垣市における風力発電施設建設をめぐる、大垣警察から事業者の中部電力子会社であるシーテック社に反対住民や関係のない市民、法律事務所の情報を提供した事件に関する報告がなされた（事件については、朝日新聞2014年7月24日朝刊参照）。最近、特定秘密保護法やマイナンバーに関連して情報公開や個人情報保護が話題になる中で生じた深刻な問題である。

これら以外にも、東三河の広域連合や河村名古屋市長による公務員給与引き上げ拒否など関心をもった重要な地方自治の問題は多数ある。これらの問題は必ずしも東海地方特有の問題ではなく、2016年も東海地方や全国の憲法・地方自治の問題に感性を研ぎ澄ましていきたい。



大都市再生プラン研究会

第Ⅱ部 「名古屋・中京」大都市圏の構造と経済・ 社会の構造変化

昨年の12月号の所報から「大都市制度と都市再生研究会」、通称「大都市再生プラン研究会」による研究成果を掲載しています。前2回は「第Ⅰ章環伊勢湾大都市圏の地域・都市空間の展開」のなかの第1節「環境」を冠に付けた巨大開発プロジェクト推進の15年間（遠藤宏一）、「第Ⅱ部『名古屋・中京』大都市圏の構造と経済・社会の構造変化」の第1節「1. 名古屋大都市圏の都市・地域空間の展開と特質」（富樫幸一）をお送りしました。今回は第Ⅱ部になりますが「大都市圏自治体の開発行政と財政構造変化」という節の中の愛知県企業会計を例にとり「開発行政と企業会計」をテーマに梅原先生に執筆していただいたものをお送りします。

開港10年を経た中部臨空都市事業と愛知県企業庁会計

—「内陸用地」の利益剰余金まで使い果たすことになりかねない—

梅原浩次郎（当研究所前事務局長・愛知大学研究所研究員）

1. はじめに

2005年2月中部国際空港が開港し、2015年をもって10年が経過した。筆者は、中部空港が開港した段階で、「中部臨空都市事業と愛知県企業庁会計」と題し、産業地域形成と愛知県企業庁（以下、企業庁）会計の健全性確保の可能性について報告した⁽¹⁾。その結論は、①単なる空港直近地だけでは産業地域としての形成は困難である。②臨海用地造成事業会計は、企業債発行で支えられ、かつ中部臨空都市事業以外の収益に依存している。元利償還の次の山場は2010～12年度で、造成用地処分さらなる進展がなければ、会計の健全性確保は困難になる、というのであった。

小論では紙数の制約もあり、開港後10年を経た段階に立って、①造成用地の処分状況、②臨海用地造成事業会計の収益性、について検討したい。

2. 中部臨空都市事業と造成用地の処分状況

—行き過ぎた賃貸から分譲へ切り替え可能か

1) 商業施設イオン常滑の開業

—万事順調に進むのか

最近、話題になった商業施設イオン常滑の開業にふれておきたい。地元紙中日新聞に、「空港前島 やっと追い風」「イオン常滑 今週末開業」（2015.11.30夕刊）の記事が掲載された。問題は、果たしてこれで万事順調に行くのかどうかである。前掲論文で記した内容を含めて経過と問題点を整理しておく。

企業庁はイオン(株)と2007年3月に空港対岸部の「りんくう常滑駅北街区及びその周辺用地の開発に関する基本協定書」を結んだ。2008年9月には、進出面積20.2haの事業用借地権設定契約を締結した。2014年11月21日になってようやく起工式を行った。2009年秋の開業予定からしても、6年遅れの2015年12月

表1 中部臨空都市造成事業の収入計画

収入	億円	面積(ha)・単価(万円/㎡)
分譲	2,160	面積:約157ha(空港島約70ha,対岸部約87ha)
		平均分譲予定単価:13.8万円/㎡, 商業業務17.2万円/㎡,流通施設13.5万円/㎡, 製造業11.1万円/㎡,交通施設は造成原価.
賃貸	290	賃貸予定面積:約36ha(空港島約18ha,対岸部約18ha)
		予定賃貸料年額 商業業務17.2万円×7割×3%=3612円/㎡, 流通施設13.5万円×7割×3%=2835円/㎡.
合計	2,450	

(出典)愛知県企業庁(2001)「空港近接部埋立造成事業に係る収支計画」より作成。

4日の開業となった(2)。

当初の協定書をもとに賃料についてみてみよう。借地期間は建築工事着工予定日から20年間、土地賃料は月額140円/㎡(年額1680円/㎡)及び固定資産税相当額であり、営業開始日までは賃料の2分の1である。収入計画(表1)によれば、賃料年額1680円/㎡は、商業業務の予定賃料3612円/㎡の2分の1以下であり、営業開始日までの2分の1はさらに破格である。この契約書からすれば、協定書締結から起工式までの7年半の賃料支払いは不要であり、その後の1年1か月は1㎡当たり月額140円×2分の1×13か月=1㎡当たり月額70円の13か月分に過ぎない。開業からは1㎡当たり月額140円である。従って、企業が進出しても商業業務の予定収入には至らず、進出がなければ賃貸収入はいっそう困難であり、矛盾をはらんだものであったといえる。

また前記協定書には、愛知県には駅前広場、遊歩道、街路照明、シンボル道路の公共施設整備が義務付けられ、愛知県の協定解除権とともにイオンにも協定解除権が記されている。

イオン側には、大店立地法届出に対し監督官庁の意見・勧告によって開発が不可能な時、住民の反対運動で開発が不可能な時などに協定が解除できるとされている。

さらに常滑市には、愛知県から土地を取得又は借用して、事業所を新設し、かつ操業開始すること、事業所の新設に要した固定資産取得費用(土地を除く)が1億円以上で常時雇用する労働者が5人以上である場合、次の立地促進奨励金を支給する制度がある。土地・家屋の固定資産税・都市計画税の年税額に相当する額を通減方式で5年間奨励金として交付される。愛知県から借用した土地については、国有資産等所在市町村交付金(固定資産税相当額)に相当する額となる。初年度、2年度は100%、3年度は75%、4年度、5年度は50%の奨励金である。

イオン常滑は、賃貸貸付けであり、企業庁やさらには地元常滑市にとり、企業進出が遅れば遅れるほど収益はあがらず、進出があっても直ちに望ましい状況になるとはいえないのである。

表2 用地造成事業 取得・処分状況(2015年3月現在)

事業名・地区	取得面積 A(ha)	造成済		未造成 面積	分譲処分				賃貸貸付		
		面積 B(ha)	造成率 B/A(%)		面積 C(ha)	処分率 C/A(%)	処分率 C/B(%)	処分金額 E(億円)	面積 D(ha)	貸付率 D/A(%)	貸付率 D/B(%)
内陸用地	3,840	3,062	79.7	778	3,010	78.4	98.3	4,023	26	0.7	0.9
臨海用地	3,937	3,693	93.8	244	3,434	87.2	93.0	4,321	136	3.4	4.0
衣浦・三河地区	3,707	3,531	95.3	176	3,334	89.9	94.4	3,672	102	2.8	3.1
中部臨空都市	230	162	70.6	68	100	43.6	61.7	649	34	14.7	33.6
空港島	107	66	61.6	41	45	42.5	68.9	290	3	2.3	5.5
空港対岸部	123	97	78.5	27	55	44.6	56.8	360	31	27.4	61.4
用地造成事業合計	7,777	6,756	86.9	1,022	6,444	82.9	95.4	8,344	162	2.1	2.5

(出典)愛知県企業庁『事務概要 平成27年度』より作成。

表3 用地譲渡団体数及び単価(2006-14年度、譲渡1億円以上)

年度	譲渡金額・団体数及び単価
2006年度	計7億9170万円、流通施設2社(空港島13.00万円/㎡, 13.39万円/㎡)
2007年度	計12億8715万円、流通施設2社(空港島13.13万円/㎡, 13.39万円/㎡), 商業施設1社(対岸部14.55万円/㎡)
2008年度	なし
2009年度	なし
2010年度	なし
2011年度	計8億1026万円、流通施設1社(空港島12.30万円/㎡)
2012年度	なし
2013年度	計3億625万円、商業施設1社(対岸部9.35万円/㎡)
2014年度	
合計	31億9536万円, 7社(空港島5社, 対岸部2社)

(出典)愛知県『愛知県公営企業会計決算付属書』より作成。

(注)1. 譲渡1億円以上, 2.()内数字は処分単価:万円/㎡。

2) 造成用地の処分状況

—分譲は進まず、貸付も予定賃料に届かず

次に、用地造成事業の取得・処分の進捗を、2015年3月現在で見ておこう（表2）。取得面積 230haに対する中部臨空都市の造成率は71%、取得面積に対する分譲処分率は未だ44%に過ぎず、分譲処分率は空港島と空港対岸部では大きな違いはない。一方、賃貸貸付の割合は、空港島に対し空港対岸部が極めて大きい。対岸部の賃貸の当初計画は、表1のように約18haであったが、すでに31haまで進んでいる。分譲が進まず、事業の進捗度を高めるために、賃貸に切り替えたと考えられる。しかし、このことで収益性の低下は免れない。表3は、開港翌年の2006年度から2014年度の9年間に、譲渡額1億円以上の物件を整理したものである。①9年間に1億円以上の新規売却は7社、32億円弱と極めて少ない。このうちリーマンショックや東日本大震災の経済的影響を受けた時期にあたる4年間に譲渡物件は全くない。②先に空港対岸部では賃貸貸付が多いと述べたが、当然とはいえ譲渡物件は9年間にわずか2社である。しかも譲渡単価は、表1の計画単価より低く、2013年度のケースでは半額近い金額になっている。

リーマンショック後に「愛知県における外部監査」（2008年12月25日）は、①地価の下落、②長引く不況、③製造業を中心とした企業の海外移転に伴う用地需要の落ち込みを指摘していた。企業庁は、2015年8月末に「さらなる用地売却促進に向けた取組」を取りまとめている⁽³⁾。要点は、①土地利用計画の見直し：社会経済情勢の変化により、企業の用地ニーズと現行の土地利用計画との間に乖離が生じてきた。空港対岸部では、イオンモールの開業を見据え、商業用地のニーズが高まると想定され、商業への用途変更を行う、②リース制度の見直し：市場性に即したリース料率の設定やリースから分譲への切替に係る優遇対象者の拡大など、企業ニーズと資金回収のバランスのとれたリース制度への見直しを行う、というのである。つまり、基

本目標の「次世代産業拠点」から現実に追従するかのような商業用途へシフトさせ、行き過ぎた賃貸貸付（リース）から分譲への切り替えを行うとしている。さらに「支払い済みリース料の一部を分譲代金から減額する優遇制度を創設」するとあり、理念ではなく処分が先行する施策になっていると思われる。

3. 臨海用地造成事業会計の収益性

—内陸用地の持つ余剰金を使い果たすのか

中部臨空都市の用地造成事業の会計は、衣浦地区、三河地区を合わせた臨海用地造成事業会計として運営されてきた。ところが2011年度からは、臨海用地と内陸用地の両事業会計が用地造成事業会計として統合された。筆者は、統合の理由を臨海の造成用地の処分が計画通りには進まず、臨海用地の利益剰余金が減少を続け、経営困難が深刻化してきた。この事態が決定的になる前に、両者を統合して、内陸の剰余金を活用し、息をつなぐ策に出たとみている。この姿を具体的にみてみたい。

1) 収益的収支決算額

—営業収益が落ち込み、内陸用地造成事業会計と統合

用地造成事業に伴い発生する会計である収益的収支を見てみよう。総収益には宅地売却収益や宅地貸付収益の営業収益等が、総費用には宅地売却原価等の諸費用が計上される（表4）。総収益は、空港開業翌年の2006年度の208億円から、臨海用地最後の会計の2010年度には14億円へ激減する。内陸用地と統合後の2012年度はいったん190億円へ増加するが、2014年度は110億円に減少している。営業収益及び宅地売却収益は、総収益と比べ年度により違いがあるがおおむね類似の傾向を示している。要因は、すでに指摘するように企業の海外移転と不況による用地需要の減少が大きい。

総費用の大部分は、宅地売却原価からなる営業費用であり、その他は年間10億円前後の

表4 収益的収支の推移

(単位:百万円,%)

項目	臨海用地造成事業					用地造成事業(内陸・臨海の統合)			
	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
総収益(a)	20,839	5,638	30,873	1,768	1,428	2,559	19,014	2,875	11,013
営業収益(b)	20,522	5,182	1,722	1,453	1,228	2,372	18,836	2,667	10,787
宅地売却収益	20,348	4,942	1,446	1,097	3,841	1,790	18,238	1,844	9,767
宅地貸付収益	173	241	276	356	218	582	598	823	1,020
営業外収益	318	456	505	314	200	187	178	208	226
特別利益(h)	0	0	28,646	0	0	0	0	0	0
総費用(c)	19,062	5,664	24,942	7,415	3,902	5,786	17,441	3,301	11,425
営業費用(d)	17,966	4,686	1,547	1,203	1,556	2,451	16,353	2,344	9,625
宅地売却原価	17,512	4,276	1,024	770	631	1,668	15,146	1,508	9,017
営業外費用	1,096	978	1,024	1,062	1,100	1,193	1,088	911	760
支払利息	1,087	972	1,016	1,053	1,091	1,126	952	846	748
特別損失(e)	0	0	22,371	5,150	1,246	2,142	0	46	1,040
経常損益(f)=(a)-(c)-(e))	1,777	△ 25	△ 343	△ 497	△ 1,228	△ 1,086	1,574	△ 380	628
営業利益(b)-(d)	2,555	496	176	250	△ 328	△ 79	2,484	323	1,162
宅地売却損益	2,837	665	422	327	3,211	122	3,092	336	751
特別損益(g)=(h)-(e)	0	0	6,275	△ 5,150	△ 1,246	△ 2,142	0	△ 46	△ 1,040
当年度純損益(f)+(g)	1,777	△ 25	5,931	△ 5,647	△ 2,473	△ 3,228	1,574	△ 426	△ 412
利益剰余金	12,024	11,999	16,153	10,506	2,102	8,464	10,021	9,595	9,243
うち減債積立金	0	1,777	0	5,931	0	17	0	1,573	0
比率									
総収支比率(a)/(c)*100	109.3	99.6	123.8	23.8	36.6	44.2	109.0	87.1	96.4
営業収支比率(b)/(d)*100	114.2	110.6	111.4	120.8	78.9	96.8	115.2	113.8	112.1

(出典)愛知県議会『愛知県公営企業会計 決算の概要』、愛知県監査委員『愛知県公営企業会計決算審査意見書』より作成。

(注)①項目は一部略。②仮受・仮払消費税除く。③特別利益・特別損失は地方公営企業会計基準見直しの影響が大。

支払利息である。なお、2008年度の特別利益(286億円)、2008～11年度、14年度の特別損失(223億円～10億円の範囲)は、地方公営企業会計基準見直しの影響によるものである(4)。特別利益は「宅地造成資産の原価算定方式の変更による利益」、特別損失は「宅地造成資産の時価評価に係る損失」である(各年度「決算審査意見書」から)。経常損益は、総収益から総費用を減じ特別損失を加味したもので、一部を除きおおむねマイナスが続いている。2010年度は12億円台のマイナス、内陸・臨海統合後の2011年度もなお10億円台のマイナスとなっている。2012年度は15億円台のプラスとなっているが、営業収益が188億円という大きな額となっているからである。その実態は宅地売却収益の全額が内陸用地であり中部臨空都市はゼロである。中部臨空都市を含む臨海用地が内陸用地に依存している姿である。

利益剰余金は、生み出した利益・損失を企業内に蓄積したもので、2010年度に21億円まで落ち込んでいた。用地造成事業への統合後は84億円から100億円の間であるが、これまでの経緯をみると中部臨空都市の事業が好転

しているわけではない。なお、2013年度の減債積立金は、その前年度の内陸の宅地売却収益が良好だったことを反映したものである。総収支比率(総収益(a)/総費用(c)×100)は、2008年度まではおおむね100%を超過していたが、リーマンショック後の2009年度には23.8%と極めて悪化し、2010、11年度も40%前後で危機的状況であった。営業収支比率(営業収益(b)/営業費用(d)×100)は、2010年度80%弱に落ち込み営業損失が生じている。その後は内陸用地造成事業に救済された状況を示している。

以上のように、中部臨空都市事業は利益剰余金等の遺産で支えられてきた。その会計は衣浦・三河地区と合わせた臨海用地造成事業会計を経て、2011年度には内陸用地造成事業会計と統合し、新たな剰余金に依存する姿として読み取ることができる。

2) 資本的収支決算額

—巨額の収支不足を過年度留保資金等で補てん
建物・土地など固定資産に関する会計である資本的収支の分析である。収入は企業債収入等を、支出は土地造成費、企業債の元利償

還金等が計上される(表5)。

資本的収入は、2006年度102億円を記した後は急速に小さくなり、2010年度は1,700万円という極めて少額になる。会計統合後はいったん467億円まで復するが、その後減少する。長期の推移でいえば、1997～2005年は企業債収入が83%を占め、臨海用地造成事業としての06～10年の企業債収入は0である。用地造成事業への統合後の2014年度の企業債収入は再び8割超(87.5%)であるが、臨海用地でいえば新規企業債収入はない。資本的支出のうち、造成用地の土地造成費は、年度を追って遞減してきた。これに対し、企業債償還金は2010年度単年度で125億円あり、統合後はさらに大きくなっている。

収支不足に対する財源補てんは、過年度留保資金、当年度留保資金、及び減債積立金が充てられている⁽⁵⁾。当年度や前年度以前に発生した収益的収支における現金の支出を必要としない留保資金などである。2010年度のケースで資金の動きをみてみよう。資本的収入は雑収入1700万円のみで、資本的支出145億円を差し引くと収支不足額は145億円の巨額となる。過年度留保資金86億円と減債積立金59億円で補てんされている。2014年度では、資本的収入86億円、資本的支出238億円を差

し引くと収支不足額は151億円の不足となる。過年度留保資金103億円、当年度留保資金32億円、減債積立金15億円で補てんされている。

ここで企業債の状況にふれておきたい(表5、表6)。臨海用地に関する企業債は、2004年度まで発行され、その後は発行されていない。内陸・臨海の会計統合後に起債があるのは、内陸用地である。2010年度の企業債残高のうち、借入先の最大は三菱東京UFJ銀行981億円(89.7%)。地方金融公庫(現在の名称)109億円(10.0%)、地方公務員共済3億円(0.3%)である。以前の報告で、臨海用地造成事業の大部分を、縁故債の東京三菱UFJ銀行に依存していて、筆者は「適正な市場競争のもとでの起債になっているのかが問われる」と指摘した⁽⁶⁾。それを受けたかどうか不明であるが、2011年度の統合後から市場公募が導入され、三菱東京UFJ銀行の比重を18.1%まで落としていることが注目される。元利償還比率(営業収益に対する元利償還額の比率、表6)でいえば2011年度まで一貫して上昇している。例えば、2010年度は営業収益の11倍相当、2011年度も14倍を超えて元利償還に充てられ、経営を圧迫している。元利償還額は、2010年度135億円、統合後の2012年度は534億円と巨額である。用地造成に関

表5 資本的収支及び補てん財源内訳

(単位:百万円,%)

項目	臨海用地造成事業							用地造成事業(内陸・臨海を統合)				
	97-05計 構成比	2006	2007	2008	2009	2010	06-10計 構成比	2011	2012	2013	2014	11-14計 構成比
資本的収入(a)	100%	10,292	6,367	20	39	17	100%	30,359	46,792	26,094	8,673	100%
企業債	83.1	0	0	0	0	0	0.0	28,739	44,984	22,833	1,360	87.5
他会計償還金	4.2	10,000	0	0	0	0	59.8	0	0	0	0	0.0
国庫支出金	0.1	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0
受託事業収入	10.2	0	0	0	0	0	0.0	31	0	0	0	0.0
雑収入	2.5	292	6,367	20	39	17	40.2	1,510	1,808	3,261	7,313	12.4
翌過年度支出充当(b)	42.7	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0
支出純計(c)=(a)-(b)	57.3	10,292	6,367	20	39	17	100.0	30,359	46,792	26,094	8,673	100
資本的支出(d)	100	20,498	8,172	8,792	6,339	14,581	100	39,946	57,851	34,850	23,847	100
土地造成費	92.1	6,425	2,905	1,713	2,414	1,580	25.8	6,002	4,947	4,971	13,564	18.8
建設利息	2.5	866	749	4,733	587	497	12.7	482	404	304	282	0.9
企業債償還金	5.4	13,207	4,517	2,346	3,338	12,505	61.5	33,462	52,500	29,575	10,000	80.2
収支不足額(e)=(d)-(c)	100	10,207	1,805	8,772	6,300	14,565	100	9,587	11,059	8,757	15,174	100
補てん財源												
過年度留保資金	37.5	10,207	1,805	6,995	6,300	8,634	81.5	9,068	11,042	8,757	10,327	87.9
当年度留保資金	5.3	0	0	0	0	0	0.0	490	0	0	3,274	8.4
未借入企業債等	56.3	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0
減債積立金	1.0	0	0	1,777	0	5,931	18.5	29	17	0	1,573	3.6

(出典)愛知県議会『愛知県公営企業会計 決算の概要』,愛知県監査委員『愛知県公営企業会計決算審査意見書』より作成。

(注)1. 他会計償還金は貸付金償還金。2. 仮受・仮払消費税含む。

表6 用地造成事業の企業債

(単位:百万円、%)

発行・償還	臨海用地造成事業						用地造成事業(内陸・臨海を統合)				
	2006	2007	2008	2009	2010	左割合	2011	2012	2013	2014	左割合
当年度起債額	0	0	0	0	0		28,739	44,984	22,833	1,360	
元利償還額(a)	14,294	5,489	3,362	4,391	13,596		34,588	53,452	30,421	10,748	
年度末残高(c)	132,102	127,585	125,238	121,900	109,395		120,598	113,082	106,340	97,700	
営業収益(b)	20,522	5,182	1,722	1,453	1,228		2,372	18,836	2,667	10,787	
元利償還比率(a)/(b)	69.7	105.9	195.2	302.1	1,106.9		1,458.2	283.8	1,140.7	99.6	
借入先(c)内訳	132,102	127,585	125,238	121,900	109,395	100%	120,598	113,082	106,340	97,700	100%
地方金融機構	11,153	11,153	11,153	10,969	10,969	10.0	7,174	2,833	0	0	0.0
三菱東京UFJ	120,649	116,132	113,785	110,631	98,126	89.7	92,924	50,249	26,340	17,700	18.1
公務員共済	300	300	300	300	300	0.3	500	0	0	0	0.0
公募	0	0	0	0	0	0.0	20,000	60,000	80,000	80,000	81.9

(出典)愛知県議会『愛知県公営企業会計 決算の概要』より作成。

(注)借入先正式名称:上から地方公共団体金融機構,三菱東京UFJ銀行,地方公務員共済組合連合会,市場公募。

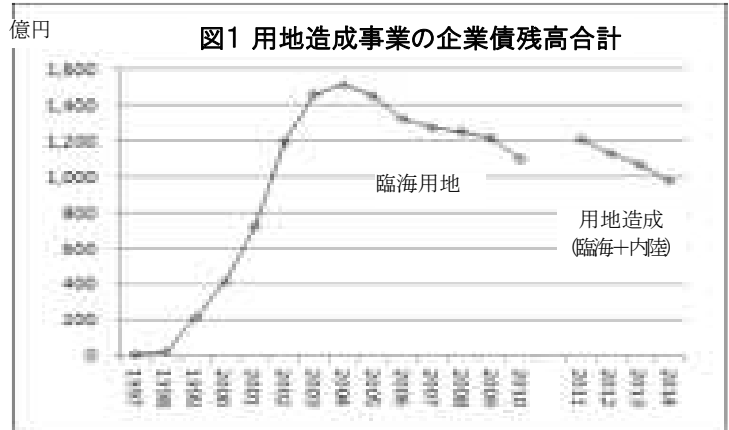
わる企業債残高は、減少傾向にあるとしても、2014年度末の残高はなお977億円であり、その規模は大きい(表6、図1)。こうした意味では、生み出された造成用地を意義あるものに適正価格でいかに処分するかが問われている。

◇ ◇ ◇

以上から、中部臨空都市事業は独立採算を果たせず、臨海用地造成の利益剰余金をなくし、さらには内陸用地造成の利益剰余金まで使い果たすことになりかねない。つまり愛知県が、『中部臨空都市推進計画』(2002年)で計画した事業スケジュール⁽⁷⁾で根幹となる「展開期(2008~2012年度:土地処分完了)」からも、「熟成期(2013年度以降)」からも大きく外れており、企業庁会計に重大な事態を生み出しかねないことが明らかとなった。

【注】

- (1) 梅原浩次郎「中部臨空都市事業と愛知県企業庁会計」2009年、愛知大学中部地方産業研究所『年報・中部の経済と社会2008年版』107-122頁。
- (2) 愛知県企業庁HP「中部りんくうナビ」。
- (3) 前記「中部りんくうナビ」中部臨空都市におけるさらなる用地売却促進に向けた取組を進めます！
- (4) 「土地開発公社経理基準要綱」の2005年改正。



「資産の価額は、原則として当該資産の取得原価を基礎として計上」取得原価は「用地費、補償費、工事費等のほか当該資産の取得又は造成に要した借入金等に対する利息及び取得又は造成に従事する職員の人件費その他の付随費用を含むものとする」。こうして、2008年度特別利益は宅地造成資産の原価算定方式変更による利益、2008-11年度特別損失は宅地造成資産の時価評価に係る損失として計上。また「地方公営企業会計制度」は2012年に見直しも行われる。

- (5) 過年度留保資金は、前年度以前発生の留保資金であるが、当年度の補てん財源として使用できる額は過年度に使用した額を控除した残額となる。当年度留保資金は、当年度収益的収支における現金の支出を必要としない費用、具体的には減価償却費、繰延勘定償却、資産減耗費などの計上により企業内部に留保される資金である。
- (6) 前掲梅原論文『年報・中部の経済と社会2008年版』117頁。
- (7) 愛知県『中部臨空都市 推進計画』2002年9月、5頁。

新小牧市立図書館建設住民投票運動について（下）

福本英雄（小牧の図書館を考える会）

2015年10月4日（日）に、新小牧市立図書館建設の住民投票の投開票が行われ、その結果『市民の良識』が示されました。投票率は50%を超え、反対3万2352票、賛成2万4981票、7371票の差でした。

山下市長の一方的な「建設ありきの市広報、選挙公報」や、公費を使った全戸配布など公正・公平を欠いた宣伝に対し、小牧の図書館を考える会は100名にも満たない団体ですが、多くの市民のご支援ご協力とカンパをえて、ビラ配布、街宣車・ハンドマイク宣伝、街頭パレードなど出来る限りの活動した結果、反対多数のご支持を得ることが出来ました。

山下市長の懇談会開催を申し入れ

10月21日に「山下市長との懇談会の開催、『市民による市民のための図書館建設計画』の実現をすすめて下さい」など9項目の申入れを行いました。事前に、ぜひ市長のご出席をお願いしたいと要請していましたが、「公務のため」と言うことで、市長公室次長の対応となりました。

市民による市民のための図書館建設を

小牧の図書館を考える会は、市民の声をいかした図書館づくりをめざして、11月8日（日）に、中部公民館大会議室で「報告&学習会－住民投票と市民のための図書館とは！」を開催しました。小牧市の新旧市議や、県外を含め「報告&学習会」に約100名が参加し、これからの小牧の図書館のあり方やどのように「市民の意見を取り入れた図書館をめざすべきか」など活発なご意見が出されました。

元田原市図書館長の森下芳則さんが「市民のための図書館建設をめざして下さい」「図書館の働きは、図書や雑誌、CDやDVD、

絵画、その他の資料を収集し、利用者が使いやすいように工夫して『無料で』提供すること」「図書館は情報の宝の山である」「なぜ図書館に指定管理はダメなのか」「問題だらけのツタヤ図書館は商業施設」「小牧市の新図書館は豊かで、様々な活動があつて市民が集い、自由闊達な街のために『働く図書館』であつて欲しい」など、市民のための図書館建設をめざして下さいと、話されました。

5月に住民投票を成功させた新城市の加藤芳夫市議から、住民投票結果後の運動と題して「市長が住民投票結果を無視して市庁舎建設を進めようとしている」ことを報告がり、現在、市長リコールの「住民投票実現」に向け運動をつよめていることなどの話がありました。その他20数名の方からの貴重なご意見が出されました。

パブリックコメント公表を申し入れ

小牧市長に対し「小牧の図書館を考える会」は、10月21日の申入れで、11月18日（水）までに、直接、山下市長から文書で回答をお願いしますと申し伝えてありました。

ところが、17日電話で「回答書は、直接ではなく郵送させていただきます。明日来ていただいてもお会いできないかもしれません。」との連絡があり、啞然としました。そのため、18日（水）に渡辺・山田共同代表など6名が、市役所を訪問し回答書を受け取りました。なお、回答書は17日郵送済とのことでした。

回答で判ったことは、「ツタヤ図書館」しか検討していないこと。色々な案を検討した結果でないことが判明しました。

18日の回答を受け取りに行ったとき、8月に行った新図書館建設計画のパブリックコメントをなぜ公表しないのか、市民の意見を大

切にするとするならば、早急に公表するよう強く要請しました。

山下市長はツタヤ図書館あきらめず

11月25日には山下市長の「白紙にせず現計画検証」などの新聞報道がありました。

★パブリックコメントの意見

意見総数	202件
新図書館計画白紙化及び対案示す方の意見	130件
ツタヤ図書館計画反対と思われる方の意見	24件
その他の意見など	9件
新図書館建設計画に改善など求める方の意見	18件
新図書館（ツタヤ）計画に賛成と思われる方の意見	21件

(注) 「小牧の図書館を考える会」の独自の判断による分類

★パブリックコメントの意見の内容

(重複意見あり)

新図書館建設計画反対又は白紙に	92件
指定管理者制度反対・市直営での運営	42件
新図書館（ツタヤ図書館）建設賛成	21件
民間委託賛成・肯定	2件
現図書館の活用・リニューアル	44件
ブックマウンテン等批判・不要	27件
ラピオへの図書館移設計画	23件
ブックマウンテン等賛成・必要	0件
上記以外の場所に図書館建設	4件
吹き抜け批判・不要	14件
各地域の図書館の拡充	18件
吹き抜け賛成・必要	0件
新図書館計画の改善を求める	21件
カフェ・書店批判・不要	32件
市費で店舗建設・図書館運営反対	66件
カフェ・書店賛成・必要	8件
ツタヤが出店したければ自前で建設	13件
図書館建設よりほかの施策優先	17件
住民投票の実現など	10件
市税のムダ使い	14件
賑わい問題	8件

市民の意思は、「現在の新図書館建設反対⇒ツタヤ図書館ノー！」が多数でした。その時、山下市長は「住民投票結果は尊重し、真摯に受け止め・・・」と発言していたのに、これは市民の声を無視した「偽りのポーズ」だったとしか思えません。市長は、「小牧の図書館を考える会」との懇談は拒否しています。このような後向きの姿勢では、「市民の声を聞き、市民のための図書館」は望めません。

パブリックコメントでは

「ツタヤ図書館」の反対意見は約76%

11月27日、市は新図書館建設基本計画案（ツタヤ図書館）のパブリックコメントの公募意見202件を公表しました（小牧市のホームページに掲載）。その内容は、私たちの独自判断ですが反対が約76%（11/28付・毎日新聞では約75%）にのぼりました。反対が、先の住民投票結果を大幅に上回る結果となりました。図書館の管理・運営も、私たちの主張と同じように「指定管理者反対・市直営」が多く市民の意見であり、カフェ・書店、ブックマウンテン、吹き抜けにも「批判・不要」の意見が大きく寄せられています。この結果からわかるように、わざわざ「住民投票結果の検証」を公費を使ってする必要はありません。

18日の回答には疑問点や問題点が多いため

山下市長に再度「申入書」を提出

「小牧の図書館を考える会」は12月22日に山下市長に対して、11月18日の回答内容では理解できない点が多いため、疑問点、問題点を再度文書にして「申入書」を再提出しました。なお、回答日は1月15日（金）です。併せて、山下市長との懇談も強く申し入れました。

小牧市議会

新図書館白紙に戻す条例案可決

12月21日、小牧市議会は、新図書館の指定管理者制度の導入と名鉄小牧駅前への設置を

定めた条例を白紙に戻す条例改正案を可決しました。住民投票後、市は「ツタヤ」を運営するカルチュア・コンビニエンス・クラブ（CCC）などとの契約を解消しましたが、山下市長は「現計画の問題を検証し、必要に応じて見直す」としていました。これに対して議会側は、条例も元に戻すよう求めていました。今回の可決で、新図書館計画は、場所も管理運営方法も未定の状態に戻りました。

小牧市がプロポーザル実施

新図書館建設について、小牧市は12月24日付で「小牧市図書館業務委託プロポーザル実施要綱」を制定し、翌日の25日に施行しました。実施要綱によるスケジュールは次のようになっています。

- 12月25日（金） 実施要領の公告
- 12月25日（金） 参加表明書等の交付開始
- 12月28日（月）～1月18日（月）
内容についての質疑受付
- 1月19日（火） 質疑に対する回答
- 1月26日（火） 参加表明書等提出期限
- 1月27日（水） 第一次審査
- 1月29日（金） 結果通知
- 2月19日（金） 第二次審査
- 2月23日（火） 結果通知

（※スケジュールは変更することがあります）

市が図書館業務の委託先を公募型プロポーザルで実施するという事は応募した業者の提案のみを聞いて業者を選び、選定された業者の意向に基づいて図書館運営を行うということになります。審査委員会のメンバーは、学識経験者です。小牧市教育長、小牧市教育委員会事務局教育部長、小牧市教育委員会事務局教育部次長（社会教育担当）、小牧市立図書館長の5人で、市民の参加はありません。小牧市が実施した新図書館計画案に対するパブリックコメントには新図書館に対する意見だけではなく、図書館本館のみならず地域の分室図書館についても充実を求める意見が多数寄せられています。図書館に対し寄せられ

た市民の声はどこでどう反映されるのでしょうか。

住民投票により新図書館建設計画が白紙になりました。市議会でも新図書館建設を白紙に戻す条例案が可決されました。市民にも、議会にもノーと言われた状況の中で、山下市長は、今も市民の声も聞かずに新図書館建設を推し進めようとしています。私たちは、引き続き市民による市民のための図書館をつくる運動を進めていきます。



● 研究会報告

第38回大都市再生プラン研究会報告

12月23日（祝・水）に名古屋市市政資料館で開催しました。参加者は8名でした。

第Ⅱ部：「名古屋・中京」大都市圏の構造と経済・社会構造の変化

(5) 大都市圏自治体の開発行政と構造変化

報告者：中川博一

昨年7月の第24回研究会で報告した「愛知県財政分析試論」の続編で、愛知県内における自治体の財政分析と大都市名古屋市を大阪市、横浜市とを比較しての財政分析で、テーマにある大都市圏自治体の開発行政や構造変化を追求したものにはなっていないと前置きしたうえで次の2点について報告があった。

1点目の「市町村の財政構造の変化」について、財政力豊かな市町村が多い愛知ではリーマンショック、トヨタショックでどのような影響を受けたのか、目的別・性質別の歳出構造の変化はどうであったかをみた。愛知県市町村の場合も全体的な傾向としては、まだまだ公共事業偏重の財政運営となっている。しかし、清須市や北名古屋市のように国保や教育に予算をつぎ込み、土木費を抑えるというような自治体も生まれてきている等の報告であった。

2点目の「政令市行財政の構造変化と大都市比較行財政論」では名古屋市と大阪市・横浜市の歳入・歳出の特徴から構造的変化を見るものであった。また、府県との「二重行政」については結論的には大阪市で示している具体的な内容は、大阪府立大学と大阪市立大学、大阪府立中央図書館と大阪市立中央図書館などで、市民から見ると二重とは言えないものばかりであった。愛知であれば、愛知県立大と名古屋市立大との二重行政の問題として浮上しなければならないが、そうした議論もほとんどなく収束しそうである。しかし、「二重行政」については大都市問題として議論さ

れていくことになる。また、名古屋市の5%減税の問題点についても言及する報告であった。この報告を受けて次のような議論がされた。

- 基本的には、愛知県の開発行政の問題点を明らかにする必要がある。大阪府の財政破たんは企業局による千里・泉北ニュータウン建設によるもうけを、堺・泉北コンビナート建設で大赤字をだしたことによる。愛知の場合は、万博開催や空港建設などで厳しい財政運営を強いられているが、それをかろうじて乗り切っている。その違いは愛知が徹底した行政改革や評価主義の徹底にあるのではないかと思われる。その点を財政上の問題として掘り下げて検証しても良いのではないか。
- 府県財政の構造変化と市町村財政関係について、報告者からは「その関係を立証することはむずかしい」という苦渋の言葉が出たが、国と地方自治体の関係だけではなく、府県と市町村との関係についても、難しいだけに究明すべきだろう。
- 名古屋市の5%減税については、その問題点だけではなく実施後の検証ももう少し解明されても良いのではないか。
- 開発行政の財政分析では経年的にみること、行政投資の変化にも注目する必要がある。
- 府県との「二重行政」については、結果的に大都市問題までを論ずることになるが、どのようにまとめるかが課題となる。
- 府県財政では愛知県と大阪府との比較に加えて、神奈川県についても比較しようとしているが、神奈川県との比較については、その特徴を把握することや、問題点の共通性が見られないと比較する必然性がみられないのではないか。（文責：中川）

★東海ローカルネットワーク

【愛 知】

○ 新城市議会新庁舎建設所感でリコール運動批判 「民主主義のルール逸脱」穂積市長

新城市議会12月定例会は4日開会し、穂積亮次市長が行政報告として新庁舎建設の現状と所感を述べた。本会議質疑ではこの報告に対して、山崎祐一、村田康助、白井倫啓、加藤芳夫、滝川健司、浅尾洋平の6氏が登壇した。会期は18日までの15日間。穂積市長は、これまでの新庁舎建設の流れや市長リコール（解職請求）運動について自身の考えを述べた上で、「大多数の新城市民の良識を信頼し、本件の解決に取り組んでいく決意だ」と語った。また「自分たちの主張が受け入れられないなら、市政運営をすべて停止するという要求は、民主主義のあるべきルールを大きく逸脱している」とリコール運動を批判した。新庁舎建設をめぐるのは、見直し案に反対の立場を取っている市民団体「新庁舎見直しの住民投票を求める会」（太田恒久代表）が、2日に開かれた市との協議で、「結論ありきで議論する余地はない」として早々に退席。市長へのリコール運動を本格化していくことを明言していた。（2015年12月5日東愛知新聞）

○ 小牧の新図書館、白紙から議論

20歳未満含め市民調査

小牧市の新図書館建設問題で、山下史守朗（しずお）市長は九日の市議会一般質問に対し、「現在の計画にこだわらず、ゼロベースで議論をスタートさせたい」と答え、白紙の状態新たな計画を作る考えを示した。現行計画について市民の意見を聞き、必要な部分だけを見直す方針を転換した。▽山下市長は、名鉄小牧駅前に造る現在の計画が、中心市街地の活性化と現図書館の老朽化という二つの課題を解決できるものだと説明した上で「両課題についてゼロベースで議論したい」と答弁。白紙から議論を始めるのに必要な条例改正案を、今議会に提出する考えを示した。（2015年12月10日中日新聞愛知版）

○ 20代の保育士、乳児6人虐待／名古屋の保育園

名古屋市中川区の認可保育園「ニチイキッズ長須賀保育園」で、20代の女性保育士がゼロ歳児6人に対し、たたくなどの虐待を繰り返していたことが分かった。園から報告を受けて調査をしている市保育園運営課は「あってはならない行為。結果を踏まえた上で、保育園に対し改善を勧告するなど対応したい」としている。同課などによると、保育士は8、9月に複数回、担当する6人をたたいたり、怒鳴ったりしていた。食事中の子に対し、食べ物を口の中に無理やり突っ込むこともあったという。6人にけがはなかった。別の保育士の報告で、園は虐待の行為

を把握。保育士は園の調査に対し、虐待を認めた。すでに退職している。園は今年、虐待の事実を市に報告し、説明会を開いて全園児の保護者に謝罪した。保育園は「ニチイ学館」（東京都千代田区）が運営し、今年4月に開園。園児はゼロ～5歳児の約50人。同社は取材に対し、「個別の案件は回答を控えたい」（広報部）としている。（2015年12月25日中日新聞）

○ 有松の町並み保存後押し

伝建地区指定へ／名古屋市

旧東海道沿いに古い町並みが残る緑区有松地区が来年二月にも、名古屋市の伝統的建造物群保存地区（伝建地区）に指定される。二〇一六年度中には、国の重要伝統的建造物群保存地区（重伝建）にも選ばれる見通し。高齢化や空き家などの課題が増える中、地元住民は、市や国の後押しを受けながら、町並みの保存と、さらなる活性化に取り組む。有松は、江戸時代に絞り染めの産地として栄え、豪壮な町家などが残る。近年は観光地として注目を集める。市歴史まちづくり推進室によると、伝建地区に含まれるのは主に戦前に建てられた約四十棟。指定されると、外観の修理や建て替えに許可が必要となる一方で、費用の補助や税の減免が受けられる。（2015年12月29日中日新聞愛知版）

○ 年末年始の宿泊所紹介

名古屋市中村で困窮者向け臨時相談所

日雇いの仕事が少なくなる年末年始、ホームレスなどの生活困窮者に無料宿泊所を紹介する臨時相談所が二十九日、名古屋市中村区役所に開設された。午前8時半から午後2時までに88人が相談に訪れ、12の窓口で区役所職員らに生活状況や体調を説明。所持金が2万5千円未満など市の条件に適合する希望者78人が、港区の宿泊所「旧船見寮」に1月4日朝まで滞在することになった。滞在期間中は、1日3食の食事と風呂が提供される。市によると、昨年度は89人が宿泊所を利用した。市内のホームレスは今年1月時点で273人で、減少傾向という。（2015年12月30日中日新聞愛知版）

○ 3年連続で全国最下位

県内の全日制高校進学率／愛知県

2015年春に県内の中学校を卒業した生徒のうち、高等専門学校（高専）を含む全日制高校に進学した割合は90.0%と全国平均を3.45ポイント下回り、3年連続して四十七都道府県中最低だった。文部科学省が25日公表した本年度学校基本調査（確定値）などで分かった。愛知県では県や県教委、県私学協会の関係者による県公私立高等学校設置者会議（非公開）が1997年度入試以降、全日制高への計画進学率を93%、公私の定員配分を2対1として毎年度の募集定員

を設定。「公私とも計画進学率の達成に努める」ことを申し合わせてきた。しかし、私立側では10年度入試以降、6年連続して欠員が募集定員の割前後に当たる2千人を超え、全日制高への進学率を下げる要因になっている。その一方で目立つのは通信制高への進学者と、進学も就職もしない無業者の多さだ。15年春の中卒者の中で通信制高は4.90%の3611人、無業者は1.04%の767人といずれも全国最多。全国平均の2.01%、0.74%と比べて突出している。(2015年12月30日中日新聞愛知版)

【岐阜】

○ 違法「民泊」14施設で

仲介サイトから調査／岐阜県

許可なく空き部屋などに有料で旅行者を泊める違法な「民泊」が、岐阜市を除く県内で少なくとも14施設が確認されていたことが分かった。県が仲介サイト「Airbnb(エアビーアンドビー)」の登録施設を調べた。県によると、サイトには9月29日時点で37施設が登録されており、旅館業法上の許可を受けていないものが27施設あった。12施設は所在地がわからないなど実態が不明だが、14施設は無許可で宿泊者を受け入れていたことが確認された。独自に保健所を持つ岐阜市は調査の対象外だった。(2015年12月9日朝日新聞岐阜版) 14

○ 「長良川の鮎」世界農業遺産

国連機関が認定

国連食糧農業機関(FAO)は15日、世界農業遺産(GIAHS)運営・科学合同委員会をイタリア・ローマの同本部で開き、長良川上中流域の「清流長良川の鮎」を世界農業遺産に認定した。同遺産の認定は岐阜県内では初。伝統漁法や食文化、景観など流域住民の生活に恵みをもたらす「里川」のコンセプトが世界に認められたことで、県内の農林水産業や観光業などの振興に弾みがつきそうだ。(2015年12月16日岐阜新聞)

○ 岐阜市の校長、減給処分

三省堂の教科書会議に出席

教科書出版大手の三省堂(東京)が検定中の教科書を公立小中学校長に見せて意見を聞く「編集会議」を開き、謝礼を渡していた問題で、岐阜県教委は24日、会議に参加した岐阜市立中の男性校長(58)を減給10分の1(2カ月)の懲戒処分にしたと発表した。県教委によると、別の小学校で校長をしていた昨年8月、検定中の英語の教科書の会議に出て謝礼5万円を受け取った。問題発覚後に返金したという。(2015年12月25日中日新聞)

○ 旧加納町役場解体へ

大正の洋風建築、老朽化で／岐阜市

大正時代の洋風建築で、国の登録有形文化財に指

定されている岐阜市加納本町の旧加納町役場の建物が、本年度中に取り壊されることになった。老朽化が著しく倒壊の危険がある上、改修には多額の費用がかかることから、市が決めた。旧中山道沿いに発展した加納地区の象徴的存在が、姿を消す。鉄筋コンクリート2階建てで、延べ床面積500平方メートル。アーチ型の窓や左右非対称の外観など、欧州の建築様式を取り入れている。国会議事堂のデザインで知られる旧京都帝大の武田五一教授(1872~1938)が設計し、1926(大正15)年に完成。かつて中山道の加納宿としてにぎわった加納地区の中心にある。(2015年12月31日中日新聞岐阜版)

【三重】

○ 伊勢志摩サミット対策予算

「財政圧迫」は禁句／三重県

県の来年度当初予算案に向けた各部局からの要求状況がまとまり、伊勢志摩サミット対策費として約22億1427万円が計上されている。サミット関連経費としては、本年度補正予算案にすでに約67億円が計上されており、総額では90億円に上る見通しとなってきた。一方、各部局は当初予算編成に向け、厳しいやり繰りを行っているが、「サミットが財政を圧迫していると絶対に口にしてはならない」(県幹部)のだという。巨額予算の捻出を正当化しようとの県の思惑が見えるが、それがかえって危機感をあぶり出している。(2015年12月7日伊勢新聞)

○ ソーラーパネルの設置 事前届け出の規定を

日本野鳥の会三重、県に要望書提出

日本野鳥の会三重(平井正志代表)は15日、ソーラーパネルの設置にあたり、設置者が県に事前届け出を行うことを県自然環境保全条例に規定することなどを求めた要望書を県みどり共生推進課に提出した。要望書は、ソーラーパネル設置場所に、絶滅危惧種の生物が生息するなど生物の多様性に悪影響が考えられる場合に、県が行政指導などの措置が取れるよう、同条例に事前届け出の規定を新たに設けるよう求めている。(2015年12月16日伊勢新聞)

○ 同性カップルに証明書交付へ

三重・伊賀市も、来年度から

三重県伊賀市が、申請があった同性カップルに対し、来年4月からパートナーと認める証明書を交付する方針を固めたことが25日、分かった。伊賀市は、同性愛など性的少数者に対する差別解消を市の人権課題に位置付け、当事者らによる講演会を開催してきた。同性パートナーを認める公的書類は、東京都渋谷、世田谷両区が、11月から交付を開始。兵庫県宝塚市も来年6月からの実施を目指しており、地方自治体の取り組みがさらに広がることとなる。(2015年12月26日中日新聞)

書籍コーナー

自治選挙 地方自治のしくみと法

岡田正剛・神原秀樹・大田龍史・藤島明子 著 本体2200円＋税
自治体が、住民の暮らしと権利を守り發展させる使命をどのように具体化していくか、そのしくみと法を基本から実践事例まで紹介する。



地域交通政策づくり入門

生活・福祉・教育を育てる

土屋晴道・町野紀夫 著 本体1400円＋税
地域交通システムづくりの先進事例を具体的に紹介。



マイナンバー制度

番号管理から住民を守る

白石孝・清水隆雄 著 本体9200円＋税
すべての国民に番号がつけられ、社会保障や税、制度など一体的に管理される。プライバシー保護は充分なのか、しくみから問題点を挙げる。



保育新制度 子どもを守る自治体の責任

中山重・藤井伸生・由川英樹・高橋光幸 著 本体9200円＋税
保育新制度の導入、保育料軽減策、利用調整、自治体独自の補助など、子どもを守る自治体の責任を明確にした自治体政策の具体化と実践的ノウハウを紹介する。



市町村財政分析

大和田一雄 著 本体2200円＋税
自治体の財政資料を入手し、独自の指標を使って、誰でもできる財政分析の手法を解説する。大好評の三訂版！



自治体研究社の本の斡旋は東海自治体問題研究所へ (FAX/TEL 052-916-2540)
会員は1割引、送料無料です。支払いのための振込手数料は自己負担です。

長友先生、国保って何ですか？

長友隆輝・正木廣之・神田敏史 著 本体1500円＋税
国保制度のしくみ・仕組み、改修への基本方向をわかりやすく解説する。



市町村から国保は消えない

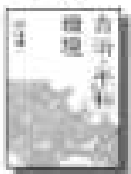
県道市界単位化とは何か

神田龍史・長友隆輝 著 本体9200円＋税
国保の「県道市界単位化」で、運営や財政の仕組みはどつなるのが、住民の権利を保障するために市町村と県道市界に求められる役割はなにかな。



自治・平和・環境

宮本憲一 著 本体1100円＋税
歴史的経路にたどり着き、戦後史の教訓にふれつつ、沖縄・琉球・平和・自治の課題を説く。



地域と自治体 第9巻 地方消滅論・地方創生政策を問う

岡田知弘・神原秀樹・永山利和 著 本体2700円＋税
地方創生政策はどのような論議と手法で自治体を実現していくか。



小さい自治体 輝く自治

『平成の大全白書』と『フォーラムの言』
全国小さくても輝く自治体フォーラムの活動
人口減少による自治体消滅論が投げかけられる中で、それらにどう答えている自治体の実践を紹介する。



●行事案内

◆第4回地方自治研究会

日時：2016年1月16日（土）14時～17時

場所：名城大学名古屋駅前サテライト

議題：市の図書館問題?指定管理者について考える?

現状報告：佐藤さん（小牧市会議員）

公共施設における指定管理者による運営の課題等について地方自治からの視点で議論します。

※終了後、都合のつく方で懇親会を開催

◆「地域づくりと住民自治研究会」例会

日時：2016年1月16日（土）13：30～16：30

会場：名古屋市教育館3F和室

テーマ

①「住民と自治」執筆者との意見交換

②名張市自治基本条例と地域づくり組織について

報告：三原じゅん子（名張市議会議員）

「住民と自治」1月号特集「町内会・自治会と体の関係を考える」はお読みいただけましたでしょうか。中田先生の問題提起、監修を受けて、東海自治体問題研究所「地域づくりと住民自治研究会」で議論しながら現場からのレポートを執筆していただきました。ここで共通しているのは、「住民の自主的な活動を行政が支えることが『協働』」（阿智村の大石さん）との思いではないでしょうか。例会には名張市での地域づくり組織についてレポートをしていただきます。ぜひ、ご参加ください。

◆第20回 1・17震災フォーラム

阪神大震災そして東日本大震災を私たちのまちで繰り返さないために

「襲いくる災害といかにつきあうか」

一生き残るすべを考える私たちの日常の災害対策

お話し：木股文昭（東濃地震科学研究所）

日時：2016年1月23日（土）14：00～16：00

場所：愛知県保険医協会伏見会議室

（名古屋市中区伏見スクエアビル9階）

◆第39回大都市再生プラン研究会

日時：2016年1月24日（日）

13時30分～16時30分頃

会場：あいちNPOプラザ・会議コーナー3

（ウィルあいち）

研究発表：開発行政と企業会計他

報告者：梅原浩次郎他

◆第5回まちづくり読書会

日時 2016年1月24日（日）

午後1時30分から3時30分

場所 本山生協生活文化会館

（名古屋市千種区稲舟通1-39）

議題 千種図書館について考える

（午前10時30分から千種図書館を見学）

◆第42回東海自治体学校

日時 2016年5月15日（日）

場所 愛知学院大学名城キャンパス（予定）

自治体研究社の 新刊本紹介



【改訂新版】新自治会・町内会 モデル規約

メディアが注目のもつとも身近な地域組織！

中田 真彦 著 文天小本堂 刊行(著)

1,296円 (税別)

発行年月日：2016/01/15

ISBN号-10：490376490

ISBN号-13：9784903764905

C-CODE：C0000

ページ数：96ページ

本のサイズ：A5判縦向き（ソフトカバー）